

令和6年度名古屋圏における四日市の魅力発信(情報発信)業務委託  
審査要領

1 審査の対象事業者

本プロポーザルの審査対象事業者は、本市へ企画提案書を提出した応募者に限る。

2 審査

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も得点の高い事業者を受託候補者とする。(同点の場合は委員長が決定する。)
- (2) 見積書合計金額が委託料を超えている場合は、審査対象から除外する。
- (3) 審査結果の通知は、企画提案書の提出のあったすべての事業者に通知する。
- (4) 審査結果に関する異議等は受け付けない。

3 プレゼンテーション及びヒアリング

- ・企画提案者からの説明(15分程度)
  - ・企画提案者への質問(10分程度)
  - ・出席人数は4名以内とし、質問に適切に対応できる担当予定者が出席する。
  - ・補足資料の配布は認めない。また、説明に際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、投影内容は提出した企画提案書の内容のみとし、これら機材を使用する場合は事前連絡の上、企画提案者で準備すること。なお、機材の設置・撤収に要する時間は説明時間に含めるものとし、必ず時間内に終了すること。
- ※オンラインによるプレゼンテーション及びヒアリングの実施となる場合がある。審査の詳細については、企画提案者個別に通知する。

4 審査方法

委員会において各委員が応募者ごとに審査項目に対し評価点を付与する。各委員の評価点について、審査基準ごとに平均値を算出し(小数点第一位以下切捨)、各審査基準の平均値を合算した総得点の高い応募者を受託候補者として特定する。(同点の場合は委員長が決定する。)

5 審査基準

四日市市が設置した「令和6年度名古屋圏における四日市の魅力発信(情報発信)業務委託プロポーザル審査委員会」が厳正な審査を行い選定する。審査項目及び配点は次ページ以降のとおりとする。(合計100点)

総合得点が60点に満たない場合、最も点数が高い応募者であっても、受託候補者としない。

6 審査項目及び配点

審査項目		評価の視点	配点	提案様式
業務の基本方針		事業目的を理解し、提案内容が事業の趣旨と合致しているか。	10	任意
		提案内容は具体的で妥当か。仕様書の内容を満たしているか	10	
企画書	主となる企画・構成	四日市市の特色を適確に捉え、魅力を伝えられる内容になっているか	10	
		四日市市のことをよく知らない名古屋圏の人に対しても、市の存在感を印象付ける内容になっているか。インパクトがあるか	10	
	地上波 PR 事業の実施方針	・在名テレビジョン放送局による地上波テレビ番組で本市の魅力に関する内容を放映することができるか。 本市の魅力を放送した番組は、番組放送後も一定期間、見逃し配信や YouTube 等の動画配信サービスで視聴できることが提案されているか	10	
		放送にあたり、ステルスマーケティング等景品表示法を違反していないか	5	
	デジタルサイネージ事業の実施方針	名古屋駅構内などのデジタルサイネージなどで本市 PR 映像をのべ14日以上放映することが提案されているか	10	
	その他の PR 事業の実施方針	効果的かつ効率的な手法を用いた具体的な PR 事業が提案されているか	10	
		地上波 PR 事業、デジタルサイネージ事業と連動させた内容になっているか	5	
効果測定	効果測定や分析の方法、改善方法について、アクセス状況からの分析等、効果的かつ具体的な内容が提案されているか	10		
専門性および業務への姿勢 (ヒアリング)	企画提案内容全体を通して、業務に関する専門性や取り組み意欲を評価	10	—	